

東京都立科学技術高等学校 学則

第1章 総則

- 第1条 本校は、高等学校設置基準に基づき、専門教育を施すために科学技術科を設置する。
- 第2条 本校は全日制課程とする。
- 第3条 修業年限は、本科3年とし、男女共学とする。
- 第4条 学級数及び生徒定員は、次のとおりとする。
- 3 学年、18学級、630名（1学年、6学級、210名）
- 第5条 本校には、関係諸法規の定めるところにより、必要な教職員を置く。

第2章 学年・学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学期は次の3期に区分する。

- 1 学期 4月1日から8月31日
- 2 学期 9月1日から12月31日
- 3 学期 1月1日から3月31日

第8条 休業日は次のとおりとする。

1. 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
2. 冬季休業日 12月26日から1月7日まで
3. 春季休業日 3月26日から4月5日まで
4. 開校記念日 10月13日
5. 都民の日 10月1日
6. その他、東京都教育委員会が定める日

第3章 入学・退学・転学・休学及び留学

- 第9条 本校に入学できる者は、次のとおりである。
1. 中学校、もしくはこれに準ずる学校の卒業生。
 2. 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
 3. 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者。
 4. 留学生については別に定める。
- 第10条 入学の時期は学年の初めとする。ただし、転・編入学者、留学者については別に定める。

第11条 入学を志願する者は、東京都教育委員会の定めるところにより、入学願書その他の書類を提出する。

第12条 校長は、東京都教育委員会の定めるところにより、入学選抜を行い、入学を許可する。

第13条 入学を許可された者は、定められた期日までに保護者連署の入学随約書並びに、その他必要書類を校長に提出

して、所定の入学手続きを完了しなければならぬ。

第14条 校長は、保護者からの願いにより、退学・転学・休学を許可する。手続きについては、別に定める。

第15条 休学を願い出ることのできる生徒は、次のとおりとする。ただし、休学の期間は3カ月以上2年以内とする。

1. 心身の故障のため、3カ月以上休養を要すると認められる者。
2. 外国等に旅行のため、3カ月以上出席が困難と認められる者。
3. その他、法令等で特別の措置を講ずることが生じたため、3カ月以上出席が困難と認められる者。

第16条 校長は、休学の事由が消滅した場合、または休学期間が満了した場合は願い出によって復学を許可する。手続きについては別に定める。

第17条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。留学に関する規則は別に定める。

第18条 校長は、転入学または編入学を希望する者があるときは、生徒定員に欠員のある場合を限り、選考の上、相当学年に転編入学を許可することができる。転編入学に関する規則は別に定める。

第4章 教育課程、授業時数、単位の修得及び卒業の認定

第19条 校長は、教育目標を達成するために、教育課程を編成する。教育課程及び授業時数については別に定める。

第20条 生徒は、本校の指導計画に従って、教科・科目を履修し、その単位を修得しなければならぬ。単位の認定は、別に定める規則に従い、学年末に行う。

第21条 本校の定める教科・科目及びその単位を定められた単元以上修得した生徒で、特別活動の成果がその目的からみて、満足できると認められる場合、校長は、その生徒の卒業を認定する。

第5章 賞罰

第22条 校長は、学業または行動において他の範とするに足る生徒を表彰することができる。表彰規則は別に定める。

第23条 本校の規則、指示等に違反する等不都合があった場合で、校長が教育上必要と認めるときには、生徒に対して次の懲戒を行う。退学・停学・訓告及び謹慎・訓戒その他とする。

第24条 校長は、次の各号の一つに該当する生徒に退学の処分

を命じることができる。

1. 性行不良でその改善の見込みがないと認められる者。
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
3. 正当の理由がなく、出席が常でない者。
4. 学校の授業を乱し、その他、生徒としての本分に反した者。

第6章 授業料及び学校徴収金

第25条 次の生徒については、東京都立学校の授業料等徴収条例及び同施行規則により授業料を徴収する。

1. 本校入学以前に高等学校等を卒業し、又は修了した者。
2. 都立高等学校に在学した期間が36ヶ月を超える者。(ただし、当該期間には本校以外の都立の全日制高校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在学していた期間を推算する。)

第26条 授業料は、年2回定められた日までに保護者が納入しなければならぬ。

第27条 授業料の納入が困難と認められる者に対し、授業料の納付の期限を変更し、若しくは分納を許可し、又は減額・免除することができる。

第28条 授業料が納入されない場合、校長はその生徒の出席を停止させ、または退学させることができる。

第29条 本校の教育上必要な学校徴収金の負担については、別に定める。

第7章 補 則

第30条 本校の規則は、すべて本学則に基づいて制定される。

付 則

(施行期日) 本学則は、平成13年4月1日から施行する。

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

生徒心得

1. 登下校

- (1) 登下校の時刻は次の通りとする。
S H R 午前 8 時 25 分
下校時刻 午後 4 時 50 分
- (2) 登校後は、最終授業終了時刻（午後の S H R）まで校外に出ることを禁止する。
- (3) 通学は、徒歩および公共交通機関、許可を得た自転車での通学のみとする。
- (4) 学校休業日の登校は禁止とする。ただし、事前に担当教員に願い出て、担当教員の監督下である場合は許可する。

2. 美化・清掃

- 1 学習環境の整備は、学習の効果を上げるためにも大切である。そのために、常に校舎内外の美化・清掃に努めること。
- (2) 一足制を実施しているため、校舎外からの汚泥や雨水は、玄関口等校舎外で完全に落とし、校舎内には汚泥等を入れないようにすること。
- (3) ごみは分別してごみ箱に入れること。

3. 服装規定

- (1) 冬服（10月1日から5月31日まで）

<男子>

- ・学校指定のブレザー、スラックス
- ・学校指定のワイシャツ
- ・学校指定のネクタイ
- ・校章バッジ（ブレザー襟に装着）

<女子>

- ・学校指定のブレザー、スカート
 - ・学校指定のワイシャツ
 - ・学校指定のネクタイ
 - ・校章バッジ（ブレザー襟に装着）
- <着用してもよいもの>
- ・学校指定のセーター・ベスト
 - ・防寒着（色や柄の派手でないもののみ。ブレザーの上から着用すること。）

※注意（男女共）

- ・登下校時のベンチコートは着用不可。また、ブレザーの中にフード付のパーカーは着用不可。
- ・ブレザーの下に学校指定のセーター、ベスト着用は可とする。ただし、登下校は、ブレザーを着用する。（校内ではブレザーの着用を強制しない）

(2) 夏服 (6月1日から9月30日まで)

<男子>

- ・学校指定のスラックス
- ・学校指定のワイシャツ長袖・半袖
- ・なお、学校指定のブレザーの着用も可とする。
- ・学校指定のベスト

<女子>

- ・学校指定のスカーツ
- ・学校指定のワイシャツ長袖・半袖
- ・なお、学校指定のブレザー・学校指定のベストの着用も可とする。
- ※注意 (男女共)
- ・ネクタイの着用は強制しない。ただし、ブレザー着用時はネクタイを着用する。
- ・ベストでの登下校は許可する。
- ・セーターでの登下校は許可しない。

(3) そのほかの服装について

- ・靴下
- 色・柄の派手でないもの。(男子は白、女子は紺が望ましい)
- ・靴
- 黒または茶の革靴を標準とする。スポーツシューズも可。

(4) 服装の移行期間

- ・夏服への移行期間 夏服の期間前着用は5月中旬から5月31日とするが、該当月の気候状況により具体的な日については別途決める。
- ・冬服への移行期間 冬服の期間前着用は9月中旬から9月30日とするが、該当月の気候状況により具体的な日については別途決める。

(5) その他

- やむを得ない事情で、所定外の服装をする場合には生徒部へ異装届を提出して、担任と生徒部の許可を得ること。
- ※制服に関する問い合わせ
(株)三越 日本橋本店学生服お問い合わせセンター
0120-66-0027 (フリーダイヤル)

4. 集会行事 掲示

- (1) 校内で行う集会行事は、授業および場所使用上支障のない限り行うことが出来る。ただし、基本的人権を侵害する内容や営利を目的とした集会はできない。
- (2) 校内での掲示物及び配布物については、責任者氏名、掲示・配布目的を明確にしたうえで生徒部に届けること。ただし、基本的人権を侵害する内容、営利を目的としたものは認めない。

めない。

責任者は掲示期間終了日(特別な場合を除き掲示期間は7日間)までに掲示物を取り外さなければならない。

5. 禁止事項

- (1) 喫煙・喫煙用具所持、飲酒行為、酒類所持、禁止薬物使用・所持、及び、これらの同席(逸脱行為を認識して同席)を禁止する。
- (2) 窃盗、暴力行為、恐喝、いじめ行為、またはその扇動については学校内外を通じ禁止する。
- (3) 公共物の故意による破壊行為を禁止する。
- (4) 売買の強要、カンパ行為に関わることを禁止する。
- (5) 定期考査や提出物に関わる不正行為を禁止する。
- (6) 授業妨害、対教師暴力、暴言を禁止する。
- (7) ネットワーク不正侵入等コンピュータ情報に関わる不正行為を禁止する。
- (8) オートバイ・自動車通学を禁止する。
- (9) 法律により入場が禁止されている場所への立ち入りを禁止する。
- (10) その他、破廉恥な行為、悪質な行為を禁止する。

(11) SNS等の利用については、誹謗中傷、個人情報流出、人権侵害、名誉棄損等が生じることのないよう、不適切な書き込みを禁止する。

6. 遵守事項

- (1) 定められた制服を正しく着用すること。
- (2) 頭髪の染色や脱色、パーマメント、および長髪はしないこと。
- (3) 指輪・ピアス・ネックレス・髪留め・シユシユ等の装飾品は外すこと。
- (4) 化粧はしないこと。
- (5) 法律により18歳未満の者が禁止されている遊具類等を使用してはならない。
- (6) 無断欠席、無断早退、及び遅刻を行わないこと。
- (7) 貴重品および他人に迷惑をかけるような物品は持参しないこと。
- (8) 登下校時間を守る。また、登校後の外出はしないこと。
- (9) 他人の物品を無断で使用しないこと。
- (10) 生徒間の物品の売買は絶対に行わないこと。
- (11) 社会規範に照らして認められない行為は絶対に行わないこと。
- (12) エレベーターの使用は禁止する。但し、怪我・病気でやむを得ない場合は使用を許可する。その際、担任を通じて、エレベーター使用の許可を得なければならない。

7. 注意事項

- (1) 頭髮は、常に見苦しくなく清潔にすること。
- (2) 授業を受けるに相応しくない物品、漫画本・雑誌等を持参しないこと。
- (3) 携帯電話、スマートフォン等の通信機器の使用についてはTPOをわきまえること。
- (4) アルバイトはしないこと。
- (5) 学習の妨げになる行為、マナーに反する行為は慎むこと。
- (6) 本校は一足制であるので、通学用靴の他に、体育館専用靴を使用しなければならぬ。

8. 自転車通学規定

- (1) 自転車通学を行うものは「自転車通学届」を生徒部に提出し、許可を得ること。
- (2) 通学用自転車に生徒部より交付されたステッカーを貼ること。
- (3) 交通法規を厳守し、整備点検を充分に行うこと。
- (4) 車体は必ず所定の駐輪場に置き、施錠をすること。